

## 令和3年度 教育に関する事務の点検・評価報告書について

### 1. 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成19年法律第97号 平成20年4月1日施行）に基づき、教育委員会が自らの権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

### 2. 委員会開催状況

回数	開催日	審議内容	場所
第1回	11月26日	○ 令和2年度点検・評価項目に対する取組み状況報告 ○ 評価対象の選定について ○ 外部評価審議	教育委員会室
第2回	12月3日	○ 外部評価審議	教育委員会室
第3回	12月27日	○ 学校視察 ○ 外部評価審議	千登世橋中学校
第4回	1月26日	○ 外部評価まとめ	教育委員会室

### 3. 点検・評価について

#### 【評価結果】

	事業名称	効率性	有効性
1	ICT環境の整備	A	A
2	学校の働き方改革の推進	A	B
3	コミュニティ・スクールの導入・教育活動の充実	A	B
4	区立幼稚園の認定こども園化の検討	B	B
5	学校施設環境改善交付金対象事業	A	A

※評価の判断理由については、別添の「令和3年度 教育に関する事務の点検・評価報告書」のとおり

### 4. 点検・評価委員

職	氏名	区分
委員長	美谷島 正義	学校経営経験者
副委員長	木村 文香	学識経験者
委員	岩井 由美子	区 民

令和3年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

令和4年1月

豊島区教育委員会



# 目次

## I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1	はじめに	1
2	評価の概要	2

## II 点検・評価の結果一覧

	点検・評価の結果一覧	5
--	------------	---

## III 点検・評価の結果

### 事業分析シート

1	ICT環境の整備	6
2	学校の働き方改革の推進	9
3	コミュニティ・スクールの導入・教育活動の充実	12
4	区立幼稚園の認定こども園化の検討	15
5	学校施設環境改善交付金対象事業	18

## IV 資料等

	教育に関する事務の点検・評価実施要綱	21
	教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱	22

## I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

### 1 はじめに

平成 20 年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、各地方公共団体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされている。

豊島区教育委員会では、この法律の規定に基づき平成 20 年度から 10 年以上に渡り点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を実施してきた。効率性や有効性の視点に基づく外部有識者による客観的かつ公正な点検・評価は、豊島区教育ビジョン 2019（豊島区教育振興基本計画）における重点施策の推進に際し、P D C A サイクルの観点から重要な役割を担ってきた。

（参考）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む）を含む）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 評価の概要

### 1 委員会の設置

#### (1) 目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会を設置する。

#### (2) 委員（3名）

職	氏名	区分	略歴
委員長	美谷島 正義	学校経営経験者	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学教授
副委員長	木村 文香	学識経験者	東京家政学院大学准教授
委員	岩井 由美子	区民	豊島区立仰高小学校 PTA 執行部役員

### 2 評価対象・選出理由

豊島区教育ビジョン 2019 の施策を P D C A サイクルにより、業務を改善することを目的とし行うものであるため、今年度は過去の評価対象を踏まえ、今日的な重要施策及び豊島区教育ビジョン 2019 において重点として位置付けられている取り組みを評価対象として選出したものである。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、学校施設環境改善交付金に係る事業についても評価対象とした。

点検・評価対象	教育ビジョン 2019 における位置づけ
I C T 環境の整備	<b>■ I C T 環境の整備</b> 重点 (No.45)
学校の働き方改革の推進	<b>■ 豊島区学校における働き方改革の推進</b> 重点 (No.92)
コミュニティ・スクールの導入・教育活動の充実	<b>■ コミュニティ・スクールの導入</b> 重点 (No.113) <b>■ コミュニティ・スクールを活用した教育活動の充実</b> 取り組み (No.120)
区立幼稚園の認定こども園化の検討	<b>■ 区立幼稚園の認定こども園化の検討</b> 重点 (No.2)
学校施設環境改善交付金対象事業	<b>■ 学校の計画的な改修</b> 重点 (No.96)

### 3 実施方法

評価対象の各事務事業について、所管課からの事業概要の説明を受けた後、ヒアリングを実施した。「学校施設整備の補助金」については、豊島区立千登世橋中学校にて視察を行った。

### 4 評価の視点及び方法

事業分析シートを用いて、以下の視点から評価した。

- ① 施策を構成する各事業が効率的に執行されているか。
  - ・適正な経費で、最大の効果を挙げることができたか
  - ・効率的な手法・手段となっていたか
  - ・計画に即して円滑に事業を執行できたか
- ② 事業構成は施策の目的に照らし合わせて必要かつ十分であるか。
  - ・目的の妥当性、区民・教員等のニーズはあるか
  - ・時代の要請に適應した事業内容となっていたか
  - ・対象とする範囲は適正であったか
- ③ 事業内容は施策に対し、有効に働いているか。
  - ・目標とする効果・成果をあげることができたか
  - ・児童生徒の教育上、真に有効な取り組みであったか
  - ・活動指標、成果指標の目指す方向性に即した取り組みであったか

事業分析シートの効率性と有効性は、3段階で評価する

	効率性	有効性
評価	<p>A：高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない。</p> <p>B：適正・・・実施手法は概ね適切である。</p> <p>C：低い・・・見直しが必要である。</p>	<p>A：高い・・・区民・教員等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている。</p> <p>B：適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている。</p> <p>C：低い・・・区民・教員等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である。</p>

## 5 委員会開催状況

回数	開催日	審議内容	場所
第1回	11月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年度点検・評価項目に対する取組み状況報告</li> <li>○ 評価対象事業について</li> <li>○ 外部評価審議</li> </ul>	教育委員会室
第2回	12月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部評価審議</li> </ul>	教育委員会室
第3回	12月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校視察</li> <li>○ 外部評価審議</li> </ul>	千登世橋中学校
第4回	1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部評価まとめ</li> </ul>	教育委員会室

## 6 外部評価の公表

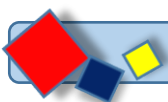
ホームページ等に掲載し、区民への周知を図ると共に、令和4年第1回区議会定例会において評価の結果を報告する。





## Ⅱ 点検・評価の結果一覧

事業名称	効率性	有効性
I C T環境の整備	A	A
学校の働き方改革の推進	A	B
コミュニティ・スクールの導入・教育活動の充実	A	B
区立幼稚園の認定こども園化の検討	B	B
学校施設環境改善交付金対象事業	A	A



### Ⅲ 点検・評価の結果

## 令和3年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名		ICT環境の整備		担当課	庶務課				
1. 事業概要及び現状									
事業の目的 (どのような状態にしたいか)		校務支援システムの活用により校務にかかる時間が短縮され、教員の子供と向き合う時間を増加させる。学習ICT環境の整備及び活用により、個別最適化された学びを持続的に実現する。							
事業の対象 (対象となるヒト・モノ)		区立小・中学校の児童・生徒、区立小・中学校の教職員							
事業の概要 (事業の手法)		21世紀を生きる子供たちに求められる力を育む教育を行うために、授業において電子黒板やタブレットパソコンなどICT機器を効果的に活用するとともに、校務の効率化を進めるため校務用パソコンを有効に活用するなど、学校ICT環境を充実させる。							
基礎データ (利用者等の情報)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒数及び学級数(令和3年5月現在)、教員数(令和3年4月現在) 小学校 児童数 9,055人 学級数 3233学級 教員数 523人 中学校 生徒数 2,675人 学級数 84学級 教員数 178人</li> <li>・児童生徒用のタブレットパソコン(令和2年度末時点) 11,610台</li> <li>・校務用パソコン(令和2年度末時点) 988台</li> </ul>							
豊島区教育ビジョン2019における位置付け		基本方針2. 確かな学力の育成				基本施策2. 学びの応用力の伸長			
根拠法令		小・中学習指導要領(文部科学省)平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針(文部科学省)及びGIGAスクール構想			事業開始年度				
取組状況	2年度に実施した具体的な取組内容	<p>1. ICT機器等の整備</p> <p>(1)学習環境</p> <p>①タブレットパソコンを児童・生徒に対して一人一台体制、電子黒板、実物投影機等の整備を行う。</p> <p>②ICT機器を有効に活用できるように、校内全域で無線LAN環境を整備する。また、タブレットパソコンは、自宅における学習環境を確保するためLTEによる通信環境を整備する。</p> <p>(2)校務環境</p> <p>①成績処理、通知表作成、出席管理などの処理ができる校務支援システムを導入する。</p> <p>②校務パソコンを整備する。</p> <p>2. ICT支援員の活用</p> <p>(1)教材作成、ICT機器の操作支援、授業の立会いなどのサポートの他、校務業務の支援を行うため、ICT支援員を各校に派遣する。</p> <p>(2)問合せに対応するためのヘルプデスクを設置し、電話での問い合わせ対応の他、必要に応じて学校を訪問して授業支援を行う。</p> <p>3. 教材等の活用</p> <p>(1)ICT機器やデジタル教材を使い、子供たち一人一人に合った学習を進める。</p> <p>(2)各校で作成した教材等を共有し、効果的・効率的な授業を進める。問合せに対応するためのヘルプデスクを設置し、電話での問い合わせ対応の他、必要に応じて学校を訪問して授業支援を行う。</p>							
	活動指標		指標	目指す方向性	単位	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(計画)	2年度(実績)
	①	サポート訪問回数	↑増加させる	回	247	290	720	720	900
	②	教職員へのICT機器活用、情報セキュリティ研修	→維持する	回	5	5	5	0	8
	③								

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)
		①	校務の負担軽減(1日あたりの事務処理時間の削減)	→維持する	分	46	46	46	46
		②							
		③							

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		30年度	元年度	令和2年度		令和3年度		
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)	
事業費		A	298,104	360,812	1,604,266	1,486,240	627,500	-858,740
財源内訳	国、都支出金				1,088,191	2,042	-1,086,149	
	使用料・手数料	B					0	
	地方債・その他				2,104		-2,104	
	一般財源	C=A-B	298,104	360,812	—	395,945	625,458	229,513

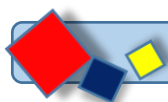
3. 課題及び今後の方向性

課 題	<p>① 校務環境については、インターネットと校務支援システムを分離する環境が5月に稼働し、セキュリティの向上が達成された。課題は、安定運用に向けて導入したシステムを含めた体制を構築する必要がある。</p> <p>② 学習環境については、10月に中学校の、11月に小学校の教員に対してタブレットPCの配付が完了し一人一台体制が構築できた。課題は、児童・生徒の学習の機会の確保を進めるため、ICT支援員の支援等の教員のICT環境を活用した学習環境の構築に向けた取り組みの支援を推進する必要がある。また、電子黒板等の周辺機器の老朽化が著しく、整備について速やかに進める必要がある。</p>
課題への対応策 及び今後の方向性	<p>① 校務環境については、メールの受信時において添付データをシステム管理者を介さなければ取得できない事例が確認されており、コンピュータによるシステム処理で業務が完結できる仕組みを構築する必要がある。</p> <p>② 学習環境については、文部科学省が示している基準を参考にして、ICT支援員の配置を現在の各小・中学校あたり月2.5回を増やして、教員に対する支援環境を強化する。また、大型提示装置については、壊れている機器については早急に入れ替えを行い、方向性としては大型提示装置の安定した利用環境を整備する。</p>



【点検・評価の結果】

	評価	判断理由
効率性	A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人一台タブレット化を早急に取り組んだ点について、高く評価できる。児童・生徒と教師が同じ機種を使える環境の整備のもと、学校目線での使い方の検討がなされている点が特筆できる。</li> <li>○ 各教員が率直な意見交換をする場が確保されているほか、ICT 活用の枠を超え、授業改善に効果的な「新たな教材」として有効な使い方の事例集の整備が始まっているなど、事業目的である「個別最適化された学びの持続的な実現」が効率的に可能となっている。</li> <li>○ 教育長がリーダーシップをとって ICT 活用のプロジェクトチームを作り、ツールとしての ICT 活用を推進していることは高く評価できる。</li> <li>○ こうした取り組みの結果として、教材や情報を速やかに共有できるため、コロナ禍においても「家で動画を見て運動会の演目の自主練習が可能になる」などの効果が出ているほか、教員の負担軽減にもつながっている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICT 活用プロジェクトチームの設置によって、モラル面など、見えない課題の発見につながっており、この課題を解決につなげていくことは教育において重要である。 教員研修や ICT 活用サポートについても一定の成果をあげているが、今後のさらなる継続、充実に期待したい。</li> </ul>
有効性	A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICT 活用状況の分析は適切であり、充実するための課題も明確である。</li> <li>○ 単に ICT 環境の整備をハード面での整備だけにとどめず、チャットを使った各教員の ICT 活用技術のレベルに合わせたミニ研修の実施など、教員への研修の体制の整備も行ったことにより、高い有効性が得られている。</li> <li>○ すでに、ICT を「文具に過ぎない」と捉え、教科外での活用やモラルの問題など、「環境の整備」の次の段階の課題も展望されており、生徒会サミットで中学生にモラルの問題を考える機会を作るなど、課題解決に向けた取組も始めており、教員だけでなく児童・生徒に対しても十分に高い有効性が得られている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科における活用から学校運営、生徒指導など幅広い活用について、今後も検討されることを期待したい。</li> </ul>



# 令和3年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	学校の働き方改革の推進	担当課	庶務課
-----	-------------	-----	-----

## 1. 事業概要及び現状

事業の目的 (どのような状態にしたいか)	教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の維持向上を図る。
事業の対象 (対象となるヒト・モノ)	区立小・中学校の教職員
事業の概要 (事業の手法)	1週間あたりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにすることを当面の目標として、「授業改善・有用性と効率化の推進」「チーム学校体制の構築とサポートスタッフの充実」「勤務時間・働き方への意識改革」「家庭・地域の理解促進及び「国・東京都との連携」を4つの柱とした取組を推進している。
基礎データ (利用者等の情報)	・児童・生徒数及び学級数(令和3年5月現在)、教員数(令和3年4月現在) 小学校 児童数 9,055人 学級数 3233学級 教員数 523人 中学校 生徒数 2,675人 学級数 84学級 教員数 178人

豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針6. 教師力の向上と魅力ある学校づくり	基本施策1. 学校経営改革の充実
根拠法令	①公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則 ②公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るための構すべき措置に関する指針	事業開始年度 令和元年度

取組状況	2年度に実施した具体的な取組内容	<p>令和2年度は、「豊島区立学校における働き方改革推進プラン」の定める33項目の内、主に以下の取組を実施した。</p> <p>【1-2】研修の実施方法・内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始時刻及び研修報告の改善を図った。</li> <li>・研修内容の見直し・精選により、職層研修時間の前年度比18%削減を行った。</li> <li>・可能な限りオンライン研修に切り替えた。</li> </ul> <p>【1-11】勤務時間外におけるメッセージ機能付電話の導入 ※令和3年11月末に完了</p> <p>一定時刻以降の外部からの電話対応を抑制することによって教職員の負担を軽減するため、令和3年11月末に、区立小中学校全校の電話機器に自動音声応答機能を導入した。</p> <p>【2-1】学校徴収金の公会計化・システム導入</p> <p>給食費を中心に学校徴収金関係事務の業務分析、公会計化・システム導入の効果測定などを実施した。</p> <p>令和3年度は校務支援員の配置強化(小学校4校)を試行実施し、公会計化を見据えた学校内体制の整備を進めている。</p> <p>【2-4】法律相談体制の整備</p> <p>令和2年度よりスクールロイヤー(弁護士1名)を導入し、学校問題の早期解決に向けた法的支援を実施した。</p> <p>【2-5】スクール・サポート・スタッフ等の活用促進</p> <p>教員業務の補助をするため、各校(30校)に1名ずつ配置した。</p> <p>【2-8】スクール・スキップ・サポーターの活用促進</p> <p>特別な支援を要する児童に対応するため、全子どもスキップ22施設に1名ずつ配置(令和3年3月1日現在)。</p> <p>【2-9】部活動における外部指導員の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動外部指導員の配置時間数の増を行った。</li> <li>・部活動指導員(非常勤)を2名配置。</li> </ul> <p>【3-2】出退勤システムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度より出退勤管理システムの本稼働を開始し、出退勤時刻をタイムレコーダーにより管理している。</li> <li>・令和4年度以降、休暇管理等の機能拡張を行い、統合的なシステムによる管理を目指している。</li> </ul> <p>【3-4】学校閉庁日の実施</p> <p>令和1年度は本格実施初年度として、学校閉庁日を夏季4日に実施。冬季に1日実施予定</p> <p>※令和元年度は試行実施、令和3年度より実施</p>																															
	活動指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>目指す方向性</th> <th>単位</th> <th>30年度(実績)</th> <th>元年度(実績)</th> <th>2年度(計画)</th> <th>2年度(実績)</th> <th>3年度(計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 区立小・中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置</td> <td>→維持する</td> <td>校</td> <td>5</td> <td>16</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>② 部活動外部指導員の活用</td> <td>↗増加させる</td> <td>回</td> <td>3928</td> <td>2839</td> <td>3360</td> <td>1908</td> <td>3840</td> </tr> <tr> <td>③ スクール・スキップ・サポーターの配置 ※小学校のみ</td> <td>→維持する</td> <td>校</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>	指標	目指す方向性	単位	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(計画)	2年度(実績)	3年度(計画)	① 区立小・中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置	→維持する	校	5	16	30	30	30	② 部活動外部指導員の活用	↗増加させる	回	3928	2839	3360	1908	3840	③ スクール・スキップ・サポーターの配置 ※小学校のみ	→維持する	校	1	12	22	22
指標	目指す方向性	単位	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(計画)	2年度(実績)	3年度(計画)																										
① 区立小・中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置	→維持する	校	5	16	30	30	30																										
② 部活動外部指導員の活用	↗増加させる	回	3928	2839	3360	1908	3840																										
③ スクール・スキップ・サポーターの配置 ※小学校のみ	→維持する	校	1	12	22	22	22																										



(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	30年度 (実績値)	元年度 (実績)	2年度 (計画)	2年度 (参考値)	3年度 (参考値)
		①	教員一人あたりの在校等時間(平日あたり) ※詳細は参考資料のとおり	減少させる	分	参考資料のとおり	-	-	参考資料のとおり
		②							
		③							

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		30年度	元年度	令和2年度		令和3年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)
事業費	A		40,555	15,139	15,139	14,016	-1,123
財源内訳	国、都支出金		20,316				0
	使用料・手数料	B					0
	地方債・その他						0
一般財源	C=A-B	0	20,239	—	15,139	14,016	-1,123

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<p>①現行の出退勤システムでは、出勤・退勤の時刻をシステム管理できているが、休暇や出張などについて管理するシステム機能が不足しているため、正確な在校等時間を算出できていない。</p> <p>②令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、従来通りの教育活動を行うことができなかったことに加え、これまで働き方改革に係る取組の効果を図るアンケート調査(効果測定)を行うことができなかった。</p>
課題への対応策 及び今後の方向性	<p>①継続して、必要な予算要望を財政課に行うことで、正確な在校等時間を把握できるシステム改修を実施、その在校等時間のもとで必要な取組を進めていく。</p> <p>②今後、教員に一人1台配備されたタブレットPCを活用して、教員の負担がないような方法でアンケート調査を行い、教育委員会が実施してきた取組の効果測定を実施する。また、あわせて「新しい生活様式」や「タブレット一人一台体制」による学校・教員への影響を把握し、より現状に即した働き方改革を推進していく。</p>



【点検・評価の結果】

	評価	判断理由
効率性	A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員が笑顔をもって児童生徒と向かい合うことは極めて重要で、教員の健康管理や教育環境整備に目を向けた本事業は、この事業名も含め評価に値する。実施手法も学校運営上のサポート、法律相談、部活動外部指導員の配置など多方面からアプローチしている点が高く評価できる。</li> <li>○ 先生を補助するスクールサポートスタッフ等の導入により教員の負担が軽減されており、評価できる。</li> <li>○ 令和2年度に導入予定だったメッセージ機能付き電話の導入ができなかったこと（※令和3年度に導入）等も含め、今できる範囲内の取組自体は効率的に進められている。特に、部活動への外部指導員の導入や、学校閉庁日の実施などは、当該事業の推進において効率が良い実施方法だと考える。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単年度では難しいとされる校務システムの改革をはじめ、人員や機器の導入以外の側面での推進を行うことで、より効率性が高まるのではないかと考える。教員自身が働き方改革の具体的な内容を考えることで、結果的に働き方改革が進まない可能性もあるものの、教員からの声を活かした取り組みの実現があると、より効率性が高まるのではないかと考える。</li> </ul>
有効性	B	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修の実施方法や内容の見直しにより、教員の負担軽減につながった点は評価できる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 質的な規準が教師の職務への意欲や教育への情熱に関係していることから、学校側からの意見等を収集し可能な限り事業の改善に活かすことで、今後よりよい成果をあげることが期待できる。</li> <li>○ コロナ渦という社会状況を鑑みると、教員の働き方については見えにくく、一概には判断しづらい面もあるが、教員のニーズに十分適応した有効性が得られているとは言い難い。特に、目的として挙げられている「心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境」を整備するには、「在校等時間が60時間を超える教員をゼロにする」という当面の目標がそもそも低い。「当面の」との表記が事業概要にあるものの、過労死ラインを基準に設定するのではなく、もう少し高い目標を設定できるような環境を整備する必要があると考える。区民も含め、意識のレベルの問題でもあるが、ICTを活用するなどの具体的な策を講じた上で、児童生徒も含む、区民への啓発活動も必要と考える。</li> </ul>



# 令和3年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	コミュニティスクールの導入・教育活動の充実	担当課	教育施策推進担当課長
-----	-----------------------	-----	------------

## 1. 事業概要及び現状

事業の目的 <small>(どのような状態にしたいか)</small>	学校と保護者、地域住民等が組織的・継続的に学校運営に参画する仕組みが構築され、複雑化・多様化している子供たちや学校が抱える課題を地域ぐるみで解決できる質の高い学校教育の実現。							
事業の対象 <small>(対象となるヒト・モノ)</small>	区立小・中学校の児童・生徒、区立小・中学校の教職員、保護者・地域住民等							
事業の概要 <small>(事業の手法)</small>	地域と連携した安全・安心な学校活動「インターナショナルセーフスクール」などの既存の取組を生かし、学校と保護者・地域住民等が組織的・継続的に学校運営に参画する「豊島区コミュニティ・スクール」を導入する。							
基礎データ <small>(利用者等の情報)</small>	23区では千代田、港区、新宿区、文京区、江東区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、足立など11区がコミュニティ・スクール(学校運営協議会)を設置している。(R3.1.1時点)							
豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針7. 家庭と地域の教育力の向上			基本施策2. 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり				
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		事業開始年度	平成30年度				
取組状況	<p>2年度に実施した具体的な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度からモデル事業を実施していた池袋本町小学校、千登世橋中学校において、モデル事業を継続するとともに、CSマイスターによる教職員、学校運営協議会委員向けのコミュニティ・スクール導入研修を実施。</li> <li>・「豊島区コミュニティ・スクール事業検討委員会」を設置し、モデル事業の成果と課題を整理し、今後の円滑な拡大を実現するために、「豊島区コミュニティ・スクール推進ガイドライン」の作成を進めた。(令和3年6月に作成済)</li> </ul>							
活動指標	指標	目指す方向性	単位	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(計画)	2年度(実績)	3年度(計画)
	① コミュニティ・スクール研修実施回数	増加させる	回	0	2	2	2	1
	② 豊島区コミュニティ・スクール事業検討委員会開催回数	増加させる	回	0	0	0	4	2
	③							





(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)
		①	区立小中学校全30校のうちコミュニティ・スクール設置校数	増加させる	校	0	0	0	0
		②							
		③							

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		30年度	元年度	令和2年度		令和3年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)
事業費	A	0	90	450	316	875	559
財源内訳	国、都支出金	0	0	0	0	0	0
	使用料・手数料	0	0	0	0	0	0
	地方債・その他	0	0	0	0	0	0
	一般財源	C=A-B	0	90	—	316	875

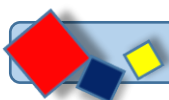
3. 課題及び今後の方向性

課 題	平成29年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によりコミュニティ・スクールの設置が努力義務化された。また、新学習指導要領の前文には、「学校においては、社会に開かれた教育課程を実現していく上で、地域社会との連携及び協働は不可欠なもの」と示され、地域とともにある学校づくりは、急務である。
課題への対応策 及び今後の方向性	モデル事業の成果と課題を踏まえ「豊島区コミュニティ・スクール推進ガイドライン」を作成(令和3年6月完成)し、2030年度までに区立小中学校30校全校へコミュニティ・スクールを設置する。



【点検・評価の結果】

	評価	判断理由
効率性	A	<p><b>【評価すべき点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開かれた学校づくりは、今後も進められると考える。さらに、「社会に開かれた教育課程」が今次の学習指導要領の骨格といえる。この意味で、コミュニティ・スクールの導入を含め、地域に学校を開き、地域の中の学校づくりを推進することは、時宜を得ている事業である。</li> <li>○ 既存のインターナショナルセーフスクールの取組を活かすなど、効率の良い推進がなされている。特に、地域住民が保護者や学校とともに学校運営に参画する仕組みの構築については、区民、教員のニーズにも合ったものであり、時代の要請に適応した事業内容であると考ええる。</li> <li>○ 近年急速に進む ICT 化に足りない部分を埋めて、相乗効果を発揮し、共存協働の役割を担うのがこの事業であると思う。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他区の取組や、本区の現状を分析し、本区としての特色をもった「豊島区コミュニティ・スクール」構想を検討している手法は適切といえる。十分な議論の結果作成したガイドラインの検証をぜひ進め、有用なものとしてほしい。</li> <li>○ 地域ぐるみとなると規模も大きく、難しい部分もあると思うが、誠実で常に前向き、且つ迅速なとしまの教育を貫いて進めて欲しい。</li> </ul>
有効性	B	<p><b>【評価すべき点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親と学校と地域に守られ育った子供達は、やがて成人し子を儲け、どこかの「地域の人」になる。その時、子供の頃に地域の方々に教えて頂きながら取り組んだ経験と思い出はすべて、「今度は自分がそういう大人になろう」という意識に繋がるものと考ええる。コミュニティ・スクールで学んだ子供達の心根に根付き、温かい心のバトンを永遠に繋いでいくことであろうと考える。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仕組みづくりの効率性については十分だと考えるが、実際の住民の参画の実態など、もう少し住民と学校との間の「溝を」埋める必要があると考える。仕組みがよりよく活かされるソフト面での整備が進めば、有効性が高まるのではないかと考える。</li> <li>○ 伝統芸能の取り組みなど、好例となる事例を集約するなどして活かし、学校ではなく地域が主体となれるような取組を取り入れることを検討して頂きたい。</li> <li>○ 設置計画における校数はあくまで目標として捉え、焦ることなく、コミュニティ・スクールの運用上の課題を、モデル校等で明らかにするとともに、詳細な部分でも課題解決策を検証していくことが、コミュニティ・スクールの継続、充実に繋がる。この意味での事業の継続に期待したい。</li> </ul>



# 令和3年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

<b>事業名</b>	区立幼稚園の認定こども園化の検討	<b>担当課</b>	教育施策推進担当課長						
<b>1. 事業概要及び現状</b>									
<b>事業の目的</b> (どのような状態にしたいか)	保護者の多様なニーズ、幼児一人一人の特性に応じた幼児期の教育・保育の量の拡充や質の向上を図るため、区立幼稚園の認定こども園化を検討する。								
<b>事業の対象</b> (対象となるヒト・モノ)	区立幼稚園、区立保育園								
<b>事業の概要</b> 事業の手法	施設や待機児童対策の状況等を踏まえ、区立幼稚園の認定こども園への移行を検討する。								
<b>基礎データ</b> (利用者等の情報)	平成20年ごろから園児数が減少し始め、平成22年に101名となったが、平成23年度に預かり保育事業を開始したことで園児数が上向き、平成29年度には169名と過去最高を記録した。しかし、共働き世帯の増加とそれに伴う私立保育所等の増加、令和元年10月からの幼児教育無償化の影響を受け、平成30年度以降就園率は減少を続け、令和2年度に過去最低を記録、令和3年度も最低を更新した。 西巣鴨幼稚園 4歳児クラス:9名 5歳児クラス:12名 池袋幼稚園 4歳児クラス:14名 5歳児クラス:13名 南長崎幼稚園 4歳児クラス:10名 5歳児クラス:17名 (各園令和3年11月1日現在 各クラス定員30名)								
<b>豊島区教育ビジョン2019における位置付け</b>	基本方針1. 生きる力の土台となる就学前教育の充実	基本施策1. 生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育の提供							
<b>根拠法令</b>	・子ども、子育て支援法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	<b>事業開始年度</b>	令和2年度						
<b>取組状況</b>	2年度に実施した具体的な取組内容  令和2年度 教育施策推進担当課長を設置し、認定こども園の具体的検討を開始。 (1)既存の幼稚園改修、(2)幼稚園・保育園統合による小中学校の改築にあわせた新設、 (3)幼稚園、保育園統合による分園型 の3案を開設時期、経費、保育室の拡大性などの面で検討。(3)を第一候補案として検討を進めることとした。								
	<b>活動指標</b>	<b>指標</b>	<b>目指す方向性</b>	<b>単位</b>	<b>30年度(実績)</b>	<b>元年度(実績)</b>	<b>2年度(計画)</b>	<b>2年度(実績)</b>	<b>3年度(計画)</b>
	① 区立幼稚園の認定こども園化の検討	→維持する							
	②								
	③								



(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)
		①	認定こども園へ移行した公立園数	増加させる	園	0	0	0	0
		②							
		③							

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		30年度	元年度	令和2年度		令和3年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)
事業費	A	0	0	0	0	0	0
財源内訳	国、都支出金	0	0	0	0	0	0
	使用料・手数料	B	0	0	0	0	0
	地方債・その他	0	0	0	0	0	0
	一般財源	C=A-B	0	0	—	0	0

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<p>区立幼稚園の就園率の減少が続いているが、私立幼稚園などに入園できない特別な支援を要する幼児や医療的ケア児への幼児教育を提供する場としての存在意義は依然としてある。幼児教育の無償化、保育ニーズの高まりなどによる区立幼稚園児数の減少を受け、認定こども園の設置検討は喫緊の課題。</p>
課題への対応策 及び今後の方向性	<p>定員充足率の低い区立幼稚園舎を有効活用することにより、保育枠の定員拡充や保育の質の向上、保育枠への幼稚園教育の提供、幼稚園枠への給食の提供などを見込み、池袋幼稚園などを対象に、近隣の区立保育園との分園型による認定こども園化を検討していく。</p>



【点検・評価の結果】

	評価	判断理由
効率性	B	<p><b>【評価すべき点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象年齢の人口推移、これまでの区立幼稚園の変遷、池袋第五保育園とみらい館大明を活かした地理的条件など、多様な視点からの分析をもとに「区立幼稚園の認定こども園化」を進めている実施手法は適切といえる。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的な手法、手段という側面において、見直しが必要ではないかと考える。また、区民・教員等のニーズが十分にあり、時代の要請に適応した事業内容となっているものの、その検討のスピードが、社会の要請やニーズと照らすと、やや遅いのではないかと考える。</li> <li>○ 区立幼稚園の認定こども園化によって、教育・保育の量の拡充を図ることは十分に可能だと考えるが、現状の検討では具体化しているのが1園であるとともに、ハード面での物理的な検討が主となっている。 開園後の安定した運営を見通すためにも、幼稚園教諭、保育士などのスタッフの免許、資格に関するニーズの把握や研修システムの検討と整備、教育保育内容の検討など、主にソフト面の観点から質の向上を図る取組を現時点から検討する必要がある、このような事業の推進が、長い目で見た効率性の高さと考ええる。</li> </ul>
有効性	B	<p><b>【評価すべき点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 限られた区の施設を有効活用しようとする事業であり、今後の事業推進に期待したい。働き方改革や現状の労働環境を踏まえ、待機児童対策や教育・保育の質的向上などの総合的な施策の検討が必要である。この意味で本事業は区民等のニーズが高く、目標とする効果・成果を上げることができている継続すべき事業といえる。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分園型のメリットとデメリットを整理して示すなど、より質的な検討や、区民のニーズを拾う取組みが必要だと考える。区立の認定こども園の良さを区民に周知し、安定した運営を実現するためには、現段階からの質的な側面でのさらなる検討が重要だと考える。その中には、小学校との連携も視野に入れる必要があるのではなかろうか。</li> </ul>



# 令和3年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	学校施設環境改善交付金対象事業	担当課	学校施設課
-----	-----------------	-----	-------

## 1. 事業概要及び現状

事業の目的 (どのような状態にしたいか)	学校施設における防災機能の強化や教育環境の充実及び質的向上を図る。
事業の対象 (対象となるヒト・モノ)	区立学校施設(小学校22校、中学校8校、幼稚園3園)
事業の概要 (事業の手法)	<p>学校施設の老朽化対応、及び教育環境の質的な向上を図るため、計画的に改築・改修を行う。                  なお、年度ごとに改築・改修校が異なるため、事業費推移に計上した予算事業は、各年度以下の通り。</p> <p>平成30年度：改築(巣鴨北中)、改修(小学校大規模、小学校・中学校トイレ、中学校特別支援教室整備、小学校・幼稚園一般)                  令和元年度：改築(巣鴨北中)、改修(小学校大規模、小学校・幼稚園一般、体育館冷暖房)                  令和2年度：改築(池一小)、改修(小学校・中学校大規模、小学校・中学校・幼稚園一般、体育館トイレ)                  令和3年度：改築(池一小)、改修(小学校・中学校大規模、小学校・中学校・幼稚園一般、体育館トイレ)</p>
基礎データ (利用者等の情報)	区立学校施設(小学校22校、中学校8校、幼稚園3園) 改築済の学校(小:4校、中:5校) 改築計画が公表されている学校:池袋第一小(改築工事中)、千川中学校(建替え等を考える会実施中)

豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針6.教師力の向上と魅力ある学校づくり
-----------------------	------------------------

根拠法令	学校施設環境改善交付金交付要綱 東京都公立学校屋内体育施設空調置支援事業補助金交付要綱 他	事業開始年度	毎年度交付申請している
------	--------------------------------------------------	--------	-------------

取組状況	2年度に実施した具体的な取組内容	1.改築 国庫補助金を活用し、池袋第一小学校の改築に着手した。 活用メニュー:危険改築(校)、不適格改築(校)、危険改築(屋体)、単独校調理場、学校水泳プール 2.改修 国庫補助金及び都補助金を活用し、以下の改修を行った。 ※( )内は活用補助金 ・南池袋小学校 普通教室・トイレ等改修(大規模改造(トイレ)) ・椎名町小学校 ブロック塀改修(都補助) ・高松小学校 図書室・音楽室・子どもスキップ・トイレ等改修(防災機能強化、大規模改造(空調・トイレ)) ・駒込中学校 ブロック塀改修(都補助) ・西巣鴨中学校 外壁等改修(防災機能強化、大規模改造(空調)) ・千登世橋中学校 外壁等改修(防災機能強化)
------	------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

活動指標	指標	目指す方向性	単位	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(計画)	2年度(実績)	3年度(計画)
	① 改築が完了した学校数(累計)	↗増加させる	校	8	9	9	9	9
② 補助金申請校数(国)	→維持する	校	16	13	9	7	14	
③ 補助金申請校数(都)	→維持する	校	16	16	6	6	8	

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)
		① 改築が完了した学校数(累計)	↗増加させる	校	8	9	9	9	9
② 補助金交付校数(国)	→維持する	校	14	9	9	7	14		
③ 補助金交付校数(都)	→維持する	校	15	16	6	6	8		

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		30年度	元年度	令和2年度		令和3年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)
事業費	A	2,655,802	4,582,057	2,844,678	1,744,933	3,117,026	1,372,093
財源内訳	国、都支出金	279,745	373,490	121,476	161,217	246,813	85,596
	使用料・手数料	0	0	0	0	0	0
	地方債・その他	1,317,796	2,713,821	2,526,639	511,446	2,635,210	2,123,764
	一般財源	C=A-B	1,058,261	1,494,746	—	1,072,270	235,003

3. 課題及び今後の方向性

課 題	補助対象となる改築・改修については最大限交付申請を行っているが、国・都の予算配分により採択されない事業があり、補助金収入が得られないことがある。
課題への対応策 及び今後の方向性	交付対象となる改築・改修事業について、引き続き最大限交付申請を行っていく。



【点検・評価の結果】

	評価	判断理由
効率性	A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育環境の充実を図るためには、区としての長期的な施設改善計画を立てることも必要であるが、ユーザーである学校の声を生かすことも重要である。各学校の改修要望調査を実施していることは評価できる。今後もこの実施手法は継続していただきたい。</li> <li>○ 防災防犯面から、一定期間を経ての改修は必要と思われる。授業への差し障り、騒音や近隣への影響が気になるところであるが、地域やPTAの意見も頂いているところに、単なる教育環境の充実以上の質的向上が感じられた。</li> <li>○ 工期の遅れなども発生するとのことだったが、工務店の職人さん達と改修中の学校の生徒の関わりなど、副産物としての教育効果もみられており、十分、効率的な事業となっていると考える。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視察校の例ではあるが、改修業者は学校の教育活動を優先して非常に助かっているという報告を得た。業者選定は一定のきまりに従って行われることは前提であるが、今後も業者の「質」という部分にも配慮して頂きたい。</li> </ul>
有効性	A	<p>【評価すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国庫補助金等を有効に活用し、区の限られた財源を学校の現状を踏まえ有効に活用しようとする計画性は評価できる。</li> <li>○ 「考える会」や年1回の改修要望希望調査をはじめ、ユーザーとしての学校、教員からの声を、定期的に拾う仕組みが十分に活かされており、学校施設環境が、より良い教育環境を提供するためのソフト面を十分に支える形になっている。</li> <li>○ 学校施設が教育効果を上げる環境となっていることが示されており、単にハード面での有効性だけでなく、教育の質的な向上につながる有効性が示されていると考える。</li> <li>○ 明るく清潔感のあるトイレに改修して頂くことは、大変有難い事である。子供達と業者さんとのふれあい、感謝の気持ちが、子供達の心に「大切に使いこよう」という灯をともしことであろう。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本年度の点検においては、特に問題はないが、事業目的には、教育環境の充実の他に「防災機能の強化」もある。今後の計画では、このことについても計画的に実施されることを期待したい。</li> </ul>





## IV 資料等

### 教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成24年6月4日

改正 平成25年6月27日

改正 平成27年4月1日

#### (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

#### (目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

#### (点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

#### (点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

#### (結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

### (設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。



(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

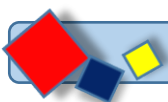
この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。





令和3年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

令和4年 1月

発行・編集

豊島区教育委員会

豊島区南池袋2-45-1

電話:03-3981-1591